

H20 旧司法試験

民法 第1問

Aは、工作機械（以下「本件機械」という。）をBに代金3000万円で売却して、引き渡した。この契約において、代金は後日支払われることとされていた。本件機械の引渡しを受けたBは、Cに対して、本件機械を期間1年、賃料月額100万円で賃貸し、引き渡した。この事案について、以下の問いに答えよ。

- 1 その後、Bが代金を支払わないので、Aは、債務不履行を理由にBとの契約を解除した。この場合における、AC間の法律関係について論ぜよ。
- 2 AがBとの契約を解除する前に、Bは、Cに対する契約当初から1年分の賃料債権をDに譲渡し、BはCに対し、確定日付ある証書によってその旨を通知していた。この場合において、AがBとの契約を解除したときの、AC間、CD間の各法律関係について論ぜよ。

解説

1 設問1について

(1) 545条1項ただし書の「第三者」

Aの債務不履行解除に対して、Cは545条1項ただし書の「第三者」に当たると反論するだろう。

同項ただし書の「第三者」とは、解除前の第三者を意味し、また主観的要件は問わないとするのが通説である。

さらに、第三者には登記の具備を要求するのが判例である（大半大10.5.17）。この登記の意味については、対抗要件説と権利保護要件説が対立しているが、一般に判例は前者に立場に立つと解されている。

ただ、いずれにしても結論は変わらないと指摘される（もっとも、下記のように、ここで対抗要件説を取らない限り、「復帰的物権変動に伴って貸貸人たる地位が移転した」との説明は難しくなる）。

(2) 動産賃貸借の対抗力

ア 対抗力肯定説と否定説

もっとも、本問では、さらに検討すべきことがある。そもそも動産賃貸借には対抗力を認めないという立場があり得るからである。

例えば、甲が乙に対して動産を賃貸していたところ、これを丙に譲渡したという事案において、判例は、乙丙間の関係を178条の「引渡し」によって決ずるとする（大判大4.2.2, 大判大8.10.16。具体的には、指図による占有移転（184）が必要となる）。通説は、誰に目的物を返還すべきかについて賃借人は重大な利害関係を有するとして、この結論を支持する。

これに対して、物権化が認められない（605条等参照）動産賃借権についてはそもそも対抗力を認めない（対抗問題とはならない）という立場もある。確かに、目的物返還の相手方については重大な利害関係を有するが、それは所有者を確認すればよいだけのことであり、対抗力を肯定する（対抗問題とする）理由にはならない。

仮に、動産賃借権の対抗力を認めるとすると、「引渡し」（178条）が認められる本件では、CはAに賃借権を対抗することができることになる。したがって、AのCに対する本件機械の引渡請求は認められない。対抗力を否定すると考えると、AはCに対して、目的物の引渡請求をすることができる。

イ 権利保護要件説からの処理

一方で、権利保護要件説に立った場合でも、対抗要件と権利保護要件は、備えるべき要件としては、同様であると考えられていることからすると、結論は対抗要件説と同様となる。

ウ 対抗力肯定説からの処理

対抗力を肯定した場合には、Aは、解除に伴い、貸貸人たる地位を取得したとして、賃料請求をするだろう。

ここで、対抗要件説からは、復帰的物権変動に伴って貸貸人たる地位を取得したとを説明できるが、権利保護要件説に立った場合には、復帰

的物権変動を理論的前提としないから、このような説明によることが難しくなる。

(3) 賃料相当額の請求

対抗力を否定し、AのCに対する本件機械の引渡請求を認めた場合、賃料相当額の不当利得返還請求も問題となる(703, 704)。

もっとも、Cは、仮に代金未払いの事実を知っていたとしても、代金が支払われるのが原則であり、自己が正当な賃借人であると信じることはやむを得ないから、善意者として果実収取をすることができるだろう(189 I)。

※ 以下、議論が複雑化することを避けるため、解答例が依拠する対抗力否定説によって検討することとする。

2 設問2について

(1) AC間の法律関係について

対抗力否定説による限り、AはCに対して本件機械の返還請求をすることができるという結論になる。

もっとも、設問2では、契約当初から1年分の賃料債権(以下「本件賃料債権」という。)をDに譲渡している。この場合において、Aの上記請求を認めてしまうとCに酷にすぎるとい利益衡量がはたらく。

しかし、下記のように、DのCに対する請求は認められないのであるから、AのCに対する請求は小問1と同様認められるべきである。

(2) CD間の法律関係について

ア Dの請求の法的根拠

Dとしては、当然Bから譲り受けた本件賃料債権の履行を求めることになるだろう。この点について一応将来債権譲渡の可否が問題となるが、判例は原則としてこれを認めている(最判平11.1.29)。なお、判例は、将来債権譲渡について、発生前に対抗要件を備えることは可能であるとしている(大判昭9.12.28)。

イ Cの反論

これに対して、Cは、Aが契約を解除し、遅くとも本件機械を返還した時点で(なお、厳密にいうと、AがCに対して本件機械の返還請求をした時点なのか、実際にCがAに対して返還した時点なのかという問題はありうる)、BのCに対する本件機械を貸す債務は履行不能となり、Cの賃料債務は消滅すると反論するだろう(468 II)。

この点に関して、BがDに対して本件賃料債権を譲渡した時点では、AはBとの売買契約を解除していないものの、抗弁権発生の基礎となる事由も「事由」に含まれると解するのが判例である(最判昭42.10.27参照)から、このCの反論は認められる。

ウ Dの再反論

これに対して、Dは545条1項ただし書の「第三者」であると再反論することが考えられる。

この点に関して判例は、第三者とは、「特別なる原因に基き双務契約の一方の債権者より其受けたる給付に付き或権利を取得したる者」(大

判明 42.5.14) をいうとし、解除によって消滅する債権そのものの譲受人は「第三者」に当たらないとしている（大判大7.9.25）。

ただし、Dは、「解除によって消滅する債権そのものの譲受人」ではなく、解除によって消滅する契約関係から派生的に消滅する債権の譲受人である。そこで、上記大正7年判決の射程が及ばないのではないかが問題となるが、明治42年判決は、第三者を「双務契約の一方の債権者より其受けたる給付に付き或権利を取得したる者」と定義しており、Dはこれに当たらない。実質的に言っても、平成11年判決が示唆するように、将来債権譲渡の譲受人は、譲渡人に対する責任追及で満足すべきである。

したがって、Dは「第三者」には当たらない。

エ 結論

よって、DのCに対する請求は認められない。

出題の趣旨

小問1は、解除の効果と「第三者」（民法第545条第1項ただし書）の意義・要件、動産賃借権の対抗力の有無とその根拠、対抗力の有無から導かれる解除者と第三者との関係及び解除者が権利を主張するための要件などを論じさせ、基本的知識とその応用力を試すものである。小問2は、債権譲渡の有効性と対抗要件に関する基礎的理解を前提としつつ、債権譲渡が小問1の帰結に影響を及ぼすか否かについて、前記「第三者」や民法第468条第2項の「事由」等との関係を検討させ、基本的知識に加え、論理的思考力及び判断能力を問うものである。

答案

第1 設問1について

- 1 AはCに対して所有権に基づく物権的返還請求として本件機械の引渡請求をすることが考えられる。これに対して、Cとしては、AB間の売買契約による所有権喪失の抗弁を主張するものの、Aがこれを解除していることから奏功しない(545条1項本文)。そこで、Cとしては、同条項ただし書の「第三者」に当たると主張して、上記請求を拒むことが考えられるところ、「第三者」の意義、保護要件についていかに解すべきか。
- 2 解除制度の趣旨は、債務不履行をされた債権者を契約関係から開放する点にあるから、解除の効果は遡及的無効であると解するのが素直である。そうすると、545条1項ただし書は、解除の遡及効から「第三者」を保護することを目的とする規定であり、「第三者」とは解除された契約から生じた法律効果を基礎として解除までに新たな利害関係を取得した者、すなわち、解除前の第三者のみであると解すべきである。

次に、「第三者」の主観的保護要件は問うべきではない。条文上善意であることは要求されていないし、また、実質的に考えても、解除原因が存在しても、必ずしも解除されるとは限らない以上、解除原因について悪意の者も十分保護に値するからである。

しかし、何らの帰責性のない解除権者との利益衡量の観点から、解除権者と「第三者」は対抗関係に立つものではないものの、権利保護要件として対抗力を備えるべきである。

本問では、CはAによる売買契約の解除前に、Bとの間で賃貸借契約を結んでいる(601条)から、解除された売買契約から生じた所有権の移転という法的効果を基礎として解除までに新たな利害関係を取得した者といえる。

もっとも、動産賃借権には対抗力が認められない(605条参照)。したがって、対抗力を備えることができない。

よって、Cが「第三者」として保護されることはなく、AのCに対する本件機械の引渡請求は認められる。

- 3 また、AはCに対して、引渡前の賃料相当額の不当利得返還請求(703条、704条)をすることも考えられる。

もっとも、Cが、仮にBの代金未払いの事実を知っていたとしても、代金が支払われるのが原則であり、自己が正当な賃借人であると信じることはやむを得ないから、善意者として果実収取をすることができる(189条1項)。

第2 設問2について

- 1 AC間の法律関係

上記のように、AはCに対して本件機械の返還請求をすることができる。

もっとも、本設問では、契約当初から1年分の賃料債権(以下「本件賃料債権」という。)をDに譲渡している。この場合において、Aの上記請求を認めてしまうとCに酷にすぎるとも思える。しかし、下記のように、DのCに対する請求は認められないのであるから、AのCに対する請求は前設問と同様認め

られるべきである。

なお、賃料相当額の不当利得返還請求についても前設問と同様である。

2 CD間の法律関係

(1) Dとしては、Bから譲り受けた本件賃料債権の履行を求めらるだろう。本件賃料債権の譲渡契約は、将来発生する債権を目的とするものの、将来債権の譲受人は、債権不発生の責任を譲渡人に対して追及することができるから、契約が公序良俗に反する(90条)などの特段の事情がない限り、有効であると解すべきである。

本問では、本件賃料債権は契約当初から1年間の間に発生したものに限定されており、上記特段の事情はなく、Dは有効に債権を取得している。なお、将来発生する債権であっても、発生前に対抗要件具備を否定する理由はないから、BがCに対して(確定日付ある証書によって)通知をしている以上、債務者対抗要件の具備は認められる(467条1項)。

(2) これに対して、Cは、Aが契約を解除し、遅くとも本件機械を返還した時点で、BのCに対する本件機械を貸す債務は履行不能となり、Cの賃料債務は消滅すると反論するだろう(468条2項)。賃貸借契約のような継続的契約においては、法律関係の複雑化を避けるべく、解除を待たずに履行不能によって当然終了すると解すべきだからである。

もっとも、BがDに対して本件賃料債権を譲渡した時点で

は、AはBとの売買契約を解除していない。そこで、同条項における「事由」に当たらないとも考えられるが、債権譲渡によって債務者を不利な地位に置くことは許されないから、「事由」とは、抗弁権発生の基本事由まで含むと解すべきであり、Bの売買代金債務の未履行はこれに当たる。

したがって、Cの反論は認められる。

(3) これに対して、Dは、債権譲渡における第三者対抗要件を備えており、自己が545条1項ただし書の「第三者」に当たると再反論するだろう。

しかし、上記のように、「第三者」とは、解除された契約から生じた法律効果を基礎として解除までに新たな利害関係を取得した者を指すところ、DはAB間の売買契約に基づく効果を基礎として新たに利害関係を取得した者でなく、これに当たらない。実質的にみても、将来債権譲渡の譲受人は、譲渡人に対する責任追及で満足すべきである。

したがって、Dは「第三者」に当たらないから、Dの上記再反論は認められない。

(4) よって、DのCに対する上記請求も認められない。

以上